

## 議提第6号

### 議場における国旗及び市旗等に関する決議

会議規則第14条の規定により、議場における国旗及び市旗等に関する決議を次のとおり提出する。

平成23年12月16日 提出

提出者	北本市議會議員	伊藤 堅治
提出者	北本市議會議員	橋伸治
提出者	北本市議會議員	高日出夫
提出者	北本市議會議員	工邊太司
提出者	北本市議會議員	渡良祐巳
提出者	北本市議會議員	桂達昭代
提出者	北本市議會議員	嶋孝二
提出者	北本市議會議員	現王園代
提出者	北本市議會議員	保角一秋
提出者	北本市議會議員	岸瀬昭夫
提出者	北本市議會議員	滝芳和
提出者	北本市議會議員	大島忠夫
提出者	北本市議會議員	福澤一功
提出者	北本市議會議員	黒山
提出者	北本市議會議員	横

北本市議會議長 加藤勝明様

## 議場における国旗及び市旗等に関する決議

日本国民が、国際社会において諸外国の国民と交流し、友好を深め、相互の文化や伝統を尊重すること、国家や国民の象徴である国旗や国歌に対して敬意を表することは、普遍の責務である。

北本市議会議員は、市民の代表としての責務を果たす決意を込めて市旗を尊重する。

最高裁判所は国旗掲揚、国歌斉唱の職務命令は「合憲」とする判断を示した。

本年、北本市は市制施行40周年を迎えるにあたり、新庁舎建設に向けた取り組みが鋭意進められている。

よって、北本市議会は、北本市新庁舎の議場において国旗及び市旗を掲揚する。

以上、決議する。

平成23年12月16日

北本市議会